

入所申込にあたっての確認表

保護者氏名	
児童氏名	(年 月 日生)
	(年 月 日生)
	(年 月 日生)

※確認を必要とする下記事項について、該当する項目を記入してください。

☐ 石岡市外にある施設への入所を希望する場合

入所を希望する理由としてあてはまるものに印をつけてください。

☐ 希望施設の市町村へ転入予定のため 転入後の住所： _____ 転入予定日： 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日頃 _____
☐ 希望施設の市町村に保護者が勤務している（または予定）のため
☐ 里帰り出産のため
☐ その他（ _____ ）

☐ 兄弟姉妹を同時に申込する場合

利用調整する際の希望としてあてはまるものに印をつけてください。

☐ 同時期に同じ施設への入所のみ希望する （１人でも入所できない場合には、全員入所保留とする）
☐ 同時期に全員入所できるなら、別々の施設でも良い
☐ １人でも入所させたい 入所を優先する児童： _____ 入所できない児童の保育方法： _____

☐ 母が妊娠中の場合

下記事項を記入してください。

出産予定日	令和 年 月 日
出産後の予定	☐ 育児休業を取得する（令和 年 月 日まで） ☐ 産後休暇のみで職場復帰する ☐ 出産に伴い退職する ☐ 産前産後以外は保育が可能 ☐ その他（ ）

重 要 事 項 確 認 書

確 認 事 項		確認欄
1	申込書類及び内容について、虚偽申告や故意に申告しない事由等発覚した際には、入所内定の取消しや退所となることがあります。	☐
2	入所を希望する施設は、必ず施設見学を行ったうえで利用可能な施設のみを記入してください。入所内定後に辞退した場合には申込の取り下げとなり、別の施設を希望する場合には改めて申込手続が必要になります。	☐
3	入所内定したときは、入所までに施設との面接と健康診断を受けます。面接と健康診断を受けられない場合や、面接と健康診断の結果、「集団生活ができない」もしくは「安全な保育のためには特別な配慮を要し施設での対応が困難」と判断された場合には内定が取消しとなります。	☐
4	育児休業及び育児休業給付金の延長を目的としており、入所の意思がない場合は入所申込をお受けすることはできません。育児休業の延長や育児休業給付金・手当金に関して、石岡市では一切責任を負いかねますので、必ず事前に管轄のハローワークや就労先にご確認ください。	☐
5	入所内定後、円滑に入所手続が行えるよう必要に応じて保護者の連絡先等を施設へお伝えすることがあります。	☐
6	保育料は、決められた期日までに必ず納付してください。また月の初日に在籍していれば、途中で退所した場合でも1か月分の保育料がかかります。	☐
7	該当する方は記入してください	出産を理由として入所できる期間は、出産（予定）日から2か月後の月末日までです。継続して入所を希望する場合には改めて申込手続が必要になります。 ☐
	求職活動を理由として入所した場合は、その期間が3ヶ月を経過する日までに就労証明書の提出が必要です。就労が開始できない場合には退所となります。 ☐	
	育児休業期間を当初の予定から変更する申立てを行ったうえで入所決定した場合は、入所日から14日以内に職場復帰してください。復帰しない場合には入所取消しとなります。 ☐	
	育休明けでお申込みの方は、希望する保育施設に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる方は、保育の必要性に応じた利用調整（減点）となることを了承いただけますか。 ※「はい」にチェックした場合は、利用調整において保育の必要性が下がるとみなされるため減点となりますが、定員に空きがある場合は入所内定となります。育休延長を許容できない方は「いいえ」にチェックをしてください。減点をせずに利用調整を行います。 ☐ はい（育休延長を許容できる） ☐ いいえ（育休延長を許容できない）	
	市外の保育施設を希望する場合、受付は石岡市こども未来課を経由して行いますが、申込の締切日等の取扱いについては、保護者自身で直接希望のある市町村に確認が必要になります。 また、入所期間は最長で年度末までです。翌年度も継続して入所を希望の場合は、審査を受ける必要があり、再度申込が必要になります。その結果によっては入所の承諾が取り消されることがあります。 ☐	

上記の必要事項について確認し、同意しました。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____